

沖縄IT津梁パーク中核機能支援施設入居募集要綱

(趣旨・目的)

- 第1条** この要綱は、沖縄IT津梁パーク中核機能支援施設（以下「中核機能支援施設」という。）における事業用専用区画の入居募集に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 中核機能支援施設に入居する機能は、情報通信分野における先端技術の研究及び開発や高度な情報通信関連企業等で、付加価値の高い情報通信関連産業の集積を目指す沖縄IT津梁パークの整備目的に合致するものでなければならない。

(中核機能支援施設の位置等)

- 第2条** 中核機能支援施設の位置は、うるま市字州崎14番17とする。
- 2 事業用専用区画の区分及び面積等は別図のとおりとする。

(入居応募資格要件)

- 第3条** 事業用専用区画の入居に応募しようとする者（以下「入居応募者」という。）は、次の(1)から(4)に定める要件をすべて満たしていなければならない。
- (1) 次のいずれかに該当する個人、法人又は法人格のない団体を構成する者であること。
- ア 県外から発注されるソフトウェア開発等の県内における受注窓口としての機能を担うことができる者
- イ 県内のデータセンターや沖縄国際情報通信ネットワーク、沖縄クラウドネットワーク等の情報通信基盤を活用し、情報通信関連サービス（バックアップセンター、ASP・SaaS、コンテンツ配信、運用監視センター）を展開することにより、本県への事業者集積に寄与できる者
- ウ OSS（オープンソースソフトウェア）の活用により、県内ソフトウェア産業の高付加価値化及び高収益化の促進に寄与できる者
- エ セキュリティ及び品質の向上等、県内ソフトウェア開発の信頼性を確保し、首都圏等からのソフトウェア開発案件の増大や情報通信関連産業の集積に寄与できる者
- オ 情報通信分野における専門知識を有する人材の育成を行う者
- カ 情報通信分野における研究開発を行う者
- キ その他沖縄IT津梁パーク事業の効果を高めるため、知事が必要と認めた者
- (2) 事業資金の調達能力を有している者であること。
- (3) 事業の内容等が各種法令等に抵触せず、中核機能支援施設の構造上、設備上問題なく使用する者であること。
- (4) 第6条第2項に規定する、沖縄IT津梁パーク中核機能支援施設入居内定通知書に記載されている内定事項に従い、遅滞なく沖縄IT津梁パーク中核支援施設の入居が可能なる者であること。

(募集方法等)

- 第4条** 入居の募集は、原則として公募によるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 公募を行う事業用専用区画については、別図のとおりである。
- 3 知事は、事業用専用区画に空きが生じた場合は、随時公募を行うこととする。
- 4 知事は、公募の広報を沖縄県庁のホームページ等を通じて行うものとする。

(入居応募の方法)

- 第5条** 事業用専用区画の入居応募は、入居応募者本人又はその代理人が、沖縄IT津梁パーク中核機能支援施設入居応募申込書（第1号様式。以下「入居応募申込書」という。）に関係資料を添えて、沖縄県商工労働部情報産業振興課に持参して行うものとする。ただし、遠隔地の入居応募者については、この限りでない。
- 2 前項の申込み受付時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。

(入居許可者の選考)

- 第6条** 知事は、沖縄IT津梁パーク入居企業選考委員会において、入居応募申込者の資格審査等を行い、

入居許可者を内定するものとする。ただし、知事が特別の理由があるとき、この限りでない。

- 2 知事は、前項の内定を行ったときは、速やかに、沖縄IT津梁パーク中核機能支援施設入居内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。
- 3 入居許可者の選考基準は、次の各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 県の施策との連携
沖縄IT津梁パーク構想並びに沖縄国際情報通信ネットワーク、沖縄クラウドネットワーク等の情報通信基盤並びにアジア経済戦略構想（スマートハブ）との連携が見込まれること。
 - (2) 事業計画等の確実性
事業計画のスケジュール及び執行体制が確実であること。
 - (3) 経営の確実性
経営状況が堅実であり、事業計画の実施に必要な資金計画を有していること。
 - (4) 産業の高度化への貢献
県内情報通信関連産業の高度化への貢献が期待されること。
 - (5) 高度IT人材の育成
高度な専門知識をもった人材の育成が可能であること。
 - (6) 県経済への波及効果
県内情報通信関連産業への波及効果が期待されること。
 - (7) その他
特に事業の必要性などが認められること。

（知事の使用許可）

第7条 知事から入居内定の通知を受けた者（以下「入居内定者」という。）は、知事の指定する期間内に別に定める使用許可申請書を提出しなければならない。

（内定の取消）

- 第8条** 知事は、入居内定者が、知事の指定する期間内に使用許可申請書を提出しないとき、又は入居応募申込書の記載事項に著しい変更が生じる等、使用許可を与えることが不相当であると認められるときは、第6条第1項の規定による内定を取り消すことができるものとする。
- 2 前項の規定による内定の取消しは、沖縄IT津梁パーク中核機能支援施設入居内定取消通知書（第3号様式）により行うものとする。

（補足）

第9条 この要綱に定めがない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行する。

附 則（平成22年3月8日）

この要綱は、平成22年3月8日から施行する。

附 則（平成22年8月26日）

この要綱は、平成22年8月26日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月11日）

この要綱は、平成30年6月11日から施行する。